

クローズアップ

NGO・NPO

財団法人 アジア・太平洋人権情報センター

ヒューライツ大阪

人権のスタンダードを
地域社会に根付かせる

ヒューライツ大阪とは

(財)アジア・太平洋人権情報センター(愛称・ヒューライツ大阪)は、一九九四年七月、公益法人として大阪府の認可を受け、同年十二月に事務所を開設して以来十五年目を迎えました。設立の目的は、日本を含めたアジア・太平洋地域の人権の伸長に資するため、人権に関する情報センターとして事業を推進することです。それは、大阪発の人権分野での国際社会への貢献であり、日本の地域社会とアジアを人権の側面でつなぐ役割を期待されました。

国連の人権担当官であった故久保田洋さんが、大阪の地に国際的な活動を行う人権情報センターの設立を提起したのが一九八三年のことでした。これに呼応して約十年の設立を求める流れの中で、大阪府、大阪市及び堺市をはじめとする府内自治体、人権活動団体、労働組合、宗教界、企業など様々な民間団体と市民による基金出捐(寄附)など幅広い支援の下に、ヒューライツ大阪が誕生したのです。

人権に「国際」と「国内」の違いは無い

ヒューライツ大阪の文書の中に、「国際人権」という表現が出てきます。しかし「国際」と「国内」の人権は別個のもではありません。人権はどこであらうと誰であらうと平等に享受されるべき権利です。あえて「国際」という言葉を述べているこ

とは、人権がしばしばパワーを持つ人たちに都合よく解釈されて、各国でその影響下にある人々の人権を損なってきたからです。世界の共通の価値として国際社会で認められた(日本も受け入れた)人権のスタンダードは、日本で十分に理解されているとはいえません。国際社会の努力で発展してきた人権のスタンダードを、アジア・太平洋地域はもとより、日本の地域社会に根付かせていくことは、ヒューライツ大阪の大事な役割の一つと考えています。

多岐にわたる事業を展開

この十五年間、アジア・太平洋地域内の人権団体とのネットワークを通じ、時宜にかなった人権のテーマについて、ホームページ、日本語機関誌『国際人権ひろば』(隔月刊)や英語機関誌『FOCUS』(季刊)で紹介したり、セミナーやシンポジウムを通じて、情報の受信・発信に努めてきました。最近では、NPO法人関西国際交流団体協議会との共催で十月に日韓交流シンポジウム「外国籍市民と共に暮らす地域を考える」や国連・女性差別撤廃委員会の日本政府報告の審議に関する連続セミナー(十月、十一月)を開催しました。また紀要『アジア・太平洋人権レビュー二〇〇九』は、「女性



↑ ライブラリー・コーナー

(財) アジア・太平洋人権情報センター (ヒューライツ大阪)

〒552-0021 大阪市港区築港2-8-24 piaNPO 3F TEL 06-6577-3578 FAX 06-6577-3583

e-mail : webmail@hurights.or.jp URL : http://www.hurights.or.jp

の人権の視点からみる国際結婚」を特集テーマとして発行しました。

アジアと日本をつなぐ事業では、毎年スタディツアーを企画していますが、二〇〇七年から三年間、日韓における多文化共生社会の実現に向けての交流プログラムを企画し、韓国スタディツアーを実施しました。地域レベルでの東アジアの市民交流は、活発になってきているものの、人権の分野の交流は文化やスポーツなどに比べると、決して多くありません。

地方自治体に関しては、ユネスコが、世界の都市に呼びかけて人種主義や外国人排斥に反対するキャンペーンを展開していますが、二〇〇六年には「反人種主義・差別撤廃アジア・太平洋地域都市連合」が発足しました。残念ながら、日本の都市はまだ加盟していませんが、こうした情報のフォローアップをしています。

国際社会での事業活動として、一九九四年からスタートした「人権教育のための国連十年」とそれに続く「人権教育世界プログラム」に合わせて、アジア・太平洋地域において、学校における人権教育プロジェクトを重点事業として推進してきました。このプロジェクトは国際的にも評価され、二〇〇〇年にはユネスコ人権教育賞の名誉賞を受賞しています。このプロジェクトに関連し、『Human Rights Education in Asian Schools』（英語、年刊 vol.1-vol.12）を刊行している。ヒューライツ大

阪のホームページから各国の報告を読むことができます。

日本の学校教育を対象に、二〇〇八年にDVD教材『見てから考えよう』シリーズの劇場その二』を制作しました。知識注入型の人権教育ではなく、日常生活をドラマで再現するというユニークなアプローチで生徒たちに正しく人権を伝えようと企画したものです。

自治体からの支援全面廃止の中で

設立当初からヒューライツ大阪に対し支援してきた大阪府・大阪市（後に堺市も支援）は、二〇〇九年度から自治体の財政事情を理由に、全面支援の廃止を決定しました。その結果、ヒューライツ大阪は、管理運営費削減（事務所移転や人員の減など）を余儀なくされ、事業の継続発展において現在、厳しい状況が続いています。

その一方、二〇〇九年七月にはNGOとして国連の経済社会理事会との特殊協議資格が認められました。国連での議論の場の人権NGOとして、より積極的に関わる事が可能になったのです。

こうした現状をふまえながら、人権情報センターとしての本来の役割を地域社会、国内社会、そして国際社会に対するサ-



↑韓国済州島スタディツアー（外国人支援の市民団体と交流）

ビスと位置づけ、経費・効果・必要性を考慮して事業を展開しているところでは、二〇〇九年度はとりわけ、「見やすい、わかりやすい、情報が得やすい」ホームページにするためのリニューアル作業と、「CSR（企業の社会的責任）と人権」をテーマに、地域の企業へのアプローチを模索しています。

また、ヒューライツ大阪を支援いただける会員を引き続き募集しています。会員は、所蔵図書の出納などのサービスが受けられます。また研修相談では、テーマに応じた講師派遣や講師の紹介などを行うとともに、要望に応じた人権に関する助言や調査を行っています。

ヒューライツ大阪の活用を

人権が十分に理解されていない社会で、果たして、人権情報センターが自立して効果的な事業を継続していくことは可能なのでしょうか？ 国や地方自治体は、人権を尊重し、社会で実際に人権が護られるようにする責任があるわけですが、人権行政を前進するにはどうあるべきなのでしょう？

組織運営に関する難しい課題を抱えつつ、ヒューライツ大阪は、設立の目的に向って前向きに歩いていかねばなりません。これまでの蓄積をバネに、新たなステージに移行するためのチャレンジが続いています。ぜひお気軽にヒューライツ大阪をご活用ください。

クローズアップ

NGO・NPO

特定非営利活動法人

ACE

遊ぶ、学ぶ、笑う。
そんなあたりまえを世界の子どもたちに。

ACEの概要と児童労働

ACE（エース）は、「子どもの権利が守られ、世界中のすべての子どもが希望をもって安心して暮らせる社会」をめざして活動するNPO法人です。一九九八年に世界一〇七カ国が参加した「児童労働に反対するグローバルマーチ」を日本で実施することを目的に、学生五人のグループによりスタートしました。児童労働とは、就学年齢の子ども（原則として一五歳未満）が学校に行かずに大人と同じように働くこと、一八歳未満の子どもが危険で有害な労働に携わることなどをさし、その数は世界で二億一八〇〇万人に上ります（国際労働機関、二〇〇六年）。

安全な環境で子どもが家族や社会の一員として役割を果たすことは、どの社会においても共通です。日本では子どもが義務教育を受けることはあたりまえですが、それがあたりまえでない国や地域が世界にはまだまだたくさんあります。グローバル化が進んだ経済の底辺で子どもが低賃金、長時間労働を余儀なくされ、健康的な成長や教育の機会を奪われているという現状もあります。実に世界の子どもの七人に一人、その七割が農林水産業に従事するという中で、そのような子どもたちを見守る労働から救い、教育を受けられるようにするため、また児童労働を生み出す社会の仕組みを変えていくために、日本とインド、ガーナで活

動を行っています。

主な活動

ACEの活動の特徴は、海外で直接子どもを支援する国際協力活動と、日本国内でのアドボカシー活動に同時に力を入れていることです。アドボカシー活動とは、「社会問題に対処するために政府や自治体及びそれに準ずる機関に影響をもち、公共政策の形成及び変容を促すことを目的とした活動（※）」などと定義されますが、公共政策のみならず、経済活動における企業や消費者のあり方をも視野に入れた活動を行っています。

●日本の消費者と海外の生産者をつなぐ

例えば、チヨコレートの原料カカオ豆の生産に児童労働が使われていることが問題となつています。その多くは西アフリカ地域に集中しています。ACEはこのような現状を受け、日本が輸入するカカオ豆の七割を生産するガーナにおいて現地調査を行い、子どもを危険労働から守り、教育を推進する「スマイル・ガーナ」プロジェクトを二〇〇九年二月から開始しました。この活動資金を集めるために行ったのが、フェアトレード&オーガニックのチヨコレートの販売です。ヨーロッパでしあわせのシンボルとして親しまれてい



↑合同出版より、2007年に出版

(特活) ACE

〒110-0015 東京都台東区東上野 1-6-4 あつきビル 3F

TEL 03-3835-7555

FAX 03-3835-7601

e-mail : info@acejapan.org URL : http://acejapan.org/



↑しあわせを運ぶ「てんとう虫チョコ」

る「てんとう虫」の形をしたチョコレートにオリジナルのカードをつけてパッケージ化し、バレンタインデーにあわせて販売しました。一パックの売上五〇〇円のうち半分の二五〇円を寄付として積み立てる仕組みとなっています。二〇〇九年一月から販売したところ、新聞、テレビ、ラジオなどに多数取り上げられ、これまでに当初計画の一〇〇〇個をはるかに上回る約七五〇〇個をご購入いただきました。その他、イベントを行ったり、ガーナの現状を伝えるDVDや教材を開発して学校などでワークショップを行ったり、身近なチョコレートを通じて消費者である一般の人たちに児童労働の現状を知っていただくよう取り組んできました。チョコレートを食べるしあわせをガーナの子どものためにしあわせにつなげようというこの取組は、「しあわせへのチョコレート」プロジェクトと名づけています。

●企業を巻き込んだ取組

また今年の一月には、チョコレートや力才を取り扱う企業に対してアンケート調査も行いました。児童労働やフェアトレード、原材料等の調達におけるCSRに配慮したCSR調達についての意識や取組の度合いを把握することを目的としたものです。アンケートを送付した二二社中、回

答をいただいた企業は一四社にとどまりましたが、チョコレートに関わる企業がCSRの一部として児童労働の解決に取り組むよう、働きかけを続けています。昨年ミニストップ株式会社によるフェアトレードの力才を使ったチョコソフトの開発にも参加させていただきましたが、将来的には、児童労働のない力才を使った製品を企業と共同で開発し、売上げの一部を子どもの支援に還元していく仕組みも作りたいて考えています。

このように日本の消費者や企業と途上国の生産者をつなぎながら、児童労働の問題を解決する仕組み作りを行っています。同じような仕組みをインドのコットン産業でも作るべく、現在準備を進めています。企業との共同で寄付つきのオーガニックコットンのタオルハンカチを製作し、六月から販売しはじめたほか、二〇一〇年のプロジェクト開始へ向け、協力者や資金を募っているところです。



↑インドのコットン畑で働く少女たち ©ACE

日本の自治体に期待すること

ACEの国際協力活動の特徴として、村単位で活動を行い、地域の行政や既存の資源を活用して活動を進めることがあげられます。特に学校や通学路等を含む基礎インフラの整備など、子どもの教育を支える環境整備に行政が果たす役割は大きく、地域

住民の参加と行政との連携をいかに進められるかが重要な鍵となります。その点で教育環境の整備が進んでいる日本はよいお手本となると思います。

日本の自治体が日本の経験を共有しながら、途上国の地域の活動を財政的にも技術的にも支援することは、とても意義があるのではないのでしょうか。このような新しい形の姉妹都市・地域が出てくることを期待しています。

活動の輪を日本全国に

ACEは「ACE111」という、二〇二二年までの目標を三つ掲げています。(1)一千万人の子どもの児童労働から救い、一千万人の子どもの教育を支援します。(2)一〇〇万人に児童労働を伝え、共に行動します。(3)一万人の支援者を募り、ACEの活動を全国に広げます。私たちの日常生活は海外の国々との関係なしには成り立たないことは周知の事実ですが、日々の生活の中でそれを実感している人はあまり多くないように思います。身近なチョコレートやコットンを通じて私たちがと世界のつながりを伝えながら、協力の輪を日本全国に広げ、世界中のすべての子どもたちに「遊ぶ、学ぶ、笑う」というあたりまえを実現していきたいと思えます。

※出典：フリー百科事典「ウィキペディア (Wikipedia)」



↑元気いっぱいガーナの子どもたち ©ACE

クローズアップ

NGO・NPO

認定NPO法人

難民支援協会

Japan Association for Refugees

難民保護へ向けた自治体と市民社会の役割

難民支援協会（JAR）について

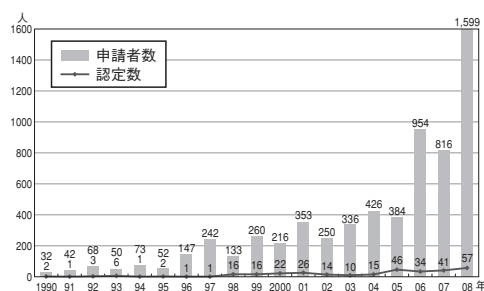
世界各地で人種や宗教、政治的な理由などで迫害を受けている難民は、難民条約締約国である日本にも毎年逃れてきており、昨年は過去最高の一五九九人が難民申請をしました（表1参照）。JARは、このような難民を総合的に支援するNGOとして一九九九年に設立され、これまでに三〇九国以上から来た約二〇〇〇人の難民を支援してきました。難民申請の手続きに関わる法的な相談から、住居、医療、就労に関する生活の相談まで、一人ひとりのニーズに応じた支援活動を行っています。また、難民に対する市民の理解を促進するための情報発信や、難民が日本で自立した生活を送るための制度構築を目指して、調査・政策提言もを行っています。

主な活動

法的支援

二〇〇八年の法務省の統計によると、日

表1 難民申請者数と認定数の推移



出所：法務省入国管理局

生活支援

難民申請者は、日本で生活する上で様々な困難に直面しています。とりわけ、在留資格のない申請者は就労が禁止されており、更に生活保護や国民健康保険（国保）の対象外であるため、苦しい生活を余儀なくされています。国は、生活が困窮している申請者に対し、保護費（生活支援金）を支給しています。しかし、支給対象者や支給期間が限られているため、家賃が払えずホームレスとなったり、日々の食費がまかなえなくなったりし、JARに駆け込んでくる

本で難民申請をしてから一次審査の結果が出るまでに、約四七二日間かかり、難民申請から異議申立の決定までの期間に至っては、平均七六六六日間に及びます。法務省は申請者に対して、「迫害のおそれがあること」の立証を求めますが、難民の多くが着の身着のまま逃れてきているため、「迫害の証拠」を有している人は稀です。そのため、JARでは現地情勢の資料を集めたり、陳述書の書き方を教えたりするなどして、申請手続きの支援をしています。また、在留資格のない申請者のなかには、入国管理局の施設に収容されている人もいるため、定期的にスタッフが施設を訪問し、ニーズの聞き取りを行っています。



↑難民申請についてアドバイスするスタッフ

(認定NPO法人) 難民支援協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-7-10 第三鹿倉ビル6F

TEL 03-5379-6001

FAX 03-5379-6002

e-mail : info@refugee.or.jp URL : http://www.refugee.or.jp/

情報発信

JARでは支援事業の他に、世論の喚起を目的とした公開シンポジウムや難民の支援者を養成するための講座を開催しています。JARは、これまでにシンポジウムを六回開催し、八カ国・地域の難民保護の専門家を招き、各国の難民保護の課題や解決策について議論してきました。二〇〇一年から開始した「難民アシスタント養成講座」は、東京、横浜、大阪で三三回開催し、八年中で参加者は一〇〇〇人に達しました。受講者のなかには、講座で得た知識を活かして実際に難民支援や地域における外国人支援の現場等で活躍している人もいます。

自治体の行政サービス

外国人住民に対する行政サービスの提供は、現在外国人登録制度を基に行われています。しかし、現行制度は、そもそも国に

表2 難民申請者の得られる生活支援

項目	申請前			一次審査		異議申立		裁判	
	数日~数週間 原則3~4ヶ月			約2年		1年~数年		1年~数年	
住居	公的支援なし			公的支援		公的支援なし		公的支援なし	
医療	公的支援なし			公的支援		公的支援なし		公的支援なし	
支援金	公的支援なし			公的支援		公的支援なし		公的支援なし	
就労 <small>在留資格なし 在留資格あり</small>	不許可			不許可		許可		不許可	

申請者が相次いでいます。JARでは、こうした人々のために、宿泊施設を探したり、生活費や食料を支給したりしています。

よる外国人の在留管理を目的としており、外国人住民の利便を図るためのものではないことから、様々な弊害が指摘されてきました。そのため、先の通常国会において出入国管理法と住民基本台帳法が改正され、現行の外国人登録制度を廃止し、外国人住民についても、日本人と同様に、住民基本台帳法の適用対象に加えられることになりました。

地方自治体が提供する行政サービスは、難民が日本で生活する上で、公的なセーフティーネットとして重要な役割を果たしています。JARは、難民が居住する地域の役所へ同行し、国保の加入交渉や入院助産制度の手続きの助言などを通じて、難民が適切に行政サービスを受けられるよう支援しています。今回新たに整備された台帳制度は、外国人住民への行政サービスの基礎となることから、難民特有の事情に配慮し、適切に運用されることが期待されます。

また、今回の法案審議における大きな進展は、住民基本台帳に記載された外国人も国保の適用対象になることが政府答弁により明らかになったことです。難民申請者のなかには、国保未加入のため、高額な医療費が払えず、病院に行けない人が多数います。国保に加入できるようなれば、申請者の負担が大幅に軽減されるため、一刻も早い法令上の整備が望まれています。

難民の定住と自治体の役割

難民条約締約国の難民受け入れ方法には、祖国から逃れて他国の難民キャンプで暮らしている人々を、別の国の政府が一括して受け入れる「第三国定住」と呼ばれる制度があります。既に多くの国々がこの「第三国定住」制度を導入しており、二〇〇八年だけで米国は六万人、豪州とカナダはそれぞれ約一万人の難民を受け入れていました。

日本政府は昨年十二月、これまでの難民認定制度のみによる受け入れを見直し、「第三国定住」による難民の受け入れをアジアで初めて表明しました。二〇一〇年からの三年間をパイロットケースとし、タイの難民キャンプで暮らすミャンマー（ビルマ）難民を約九〇人受け入れます。来日した難民は、日本語教育や社会適応訓練などの研修を受けた後、本人が希望する地域に定住することになります。

難民が定住する上で、重要になってくるのが就労支援です。「第三国定住」に関する政府資料によると、自治体は、第三国定住難民の就労先の確保に努力することを求められています。今後、恒常的に難民を受け入れることになれば、職業訓練や職業紹介など、定住先の自治体に求められる役割は更に高まります。JARとしても、難民一人ひとりが自立して暮らしていけるよう、これまでの活動で得たノウハウを活かし、市民団体としての役割を果たしていきたいと考えています。